

佐伯市文化芸術振興計画（素案）

佐伯市文化芸術交流のまちづくり計画

～人と地域と未来が輝く！楽園ミュージアム～

期間 2021（令和3）年度～2027（令和9）年度

令和3年 月

大分県佐伯市

目 次

第1章	文化芸術振興計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	2 対象となる文化芸術の範囲・・・・・・・・	P 2
	3 計画の位置づけ・・・・・・・・	P 3
	4 計画の期間・・・・・・・・	P 3
	5 計画の策定体制・・・・・・・・	P 3
	6 計画策定の経過・・・・・・・・	P 4
第2章	文化芸術を取り巻く環境と課題・・・・・・・・	P 5
	1 文化芸術に関する大分県の動向・・・・・・・・	P 5
	2 佐伯市の歩みと現状・・・・・・・・	P 5
	3 佐伯市の文化芸術に関するアンケート調査・分析・・・・・・・・	P 8
	4 佐伯市の課題・・・・・・・・	P 17
第3章	文化芸術振興計画の基本的な考え方・・・・・・・・	P 18
	1 基本理念・・・・・・・・	P 18
	2 目指す将来像・・・・・・・・	P 19
	3 基本目標・・・・・・・・	P 20
	4 基本施策・・・・・・・・	P 21
	Ⅰ 親しむ	
	Ⅱ つながる（ヨコ軸連携）	
	Ⅲ 学ぶ（タテ軸連携）	
	Ⅳ 再発見＆発信	
第4章	文化芸術振興計画の推進・・・・・・・・	P 31
	1 推進体制と役割・・・・・・・・	P 31
	2 計画の進捗管理・・・・・・・・	P 31

<参考資料>

- 1 佐伯市文化財一覧 P 33
- 2 佐伯市関連施設一覧 P 38
- 3 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱 P 39
- 4 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会委員名簿 P 41
- 5 文化芸術基本法 P 42

第1章 文化芸術振興計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

(1) 計画の目的

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心をつなぎ、多様性を受け入れる豊かな感性を育みます。また、これまで培ってきた歴史や伝統を受け継ぎ、文化を継承し創造していくことは、地域の魅力を育むとともに、人々の心のよりどころとして地域社会を支えるものです。

佐伯市は、903 平方キロメートルに及ぶ九州で一番広い面積を持ち、豊かな自然に恵まれ、歴史・文化においても様々な魅力を有する素晴らしい地域です。一方で、地域経済の停滞や深刻な少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの弱体化など様々な課題も抱えています。

先行きが不透明な時代の中にある今こそ、人知れず消えていく価値のある地域固有の魅力を、佐伯市民全体で探求し、共有し、守っていくことが重要です。また、文化芸術の力で、地域の可能性を花開かせ、多くの人々の心を潤し、目に見える形で夢を実現することは、佐伯市の誇れる価値を共に創り上げるものであり、まちの活性化に繋がります。

これからのまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、市民、各種文化芸術団体、行政等の役割分担を明確にし、新たな文化創造と、文化芸術を活かしたまちづくり・ひとづくりに繋げることを目的とし、本計画を策定します。

(2) 計画策定の背景

国においては、2001(平成 13)年に、文化芸術を総合的に振興するため「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術の振興にあたっての基本理念、地方公共団体における責務が示されました。2017(平成 29)年には、「文化芸術振興基本法」の一部を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。これまでの文化芸術振興をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と有機的に連携し、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことが謳われています。

佐伯市では、2020(令和 2)年 10 月に、ホールを有する多機能な複合施設として、さいき城山桜ホールがオープンしました。さいき城山桜ホールでは、「市民の想いをかたちに」するため市民参加の組織による検討が行われ、市民主導の企画提案などが行われています。2018(平成 30)年に策定された「第2次佐伯市総合計画」では、さいき城山桜ホールを核とし、文化芸術の促進やツーリズムの推進、食育の活動拠点などの多彩な活動や人の交流の拠点として賑わいの創出が期待されています。

このような背景をもとに、文化芸術のもつ力に着目し、活用するため、佐伯市における文化芸術の基本理念を定め、戦略的な施策を展開していきます。

関連法律

【文化芸術推進基本計画/2018（平成 30）年 3 月閣議決定】

文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定しました。「文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる」ために、今後 5 年間（2018(平成 30)年度～2022(令和 4)年度）を見通した計画です。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律/2012(平成 24)年 6 月施行】

劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るために制定された法律です。

【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律/2018(平成 30)年 6 月施行】

障がいのある人の文化芸術活動を推進するとともに、その個性や能力を発揮し、社会参加の促進を図るための法律です。

※佐伯市では障がいのある方の想いを大切にし、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いずに、ひらがなで表記することとしています。

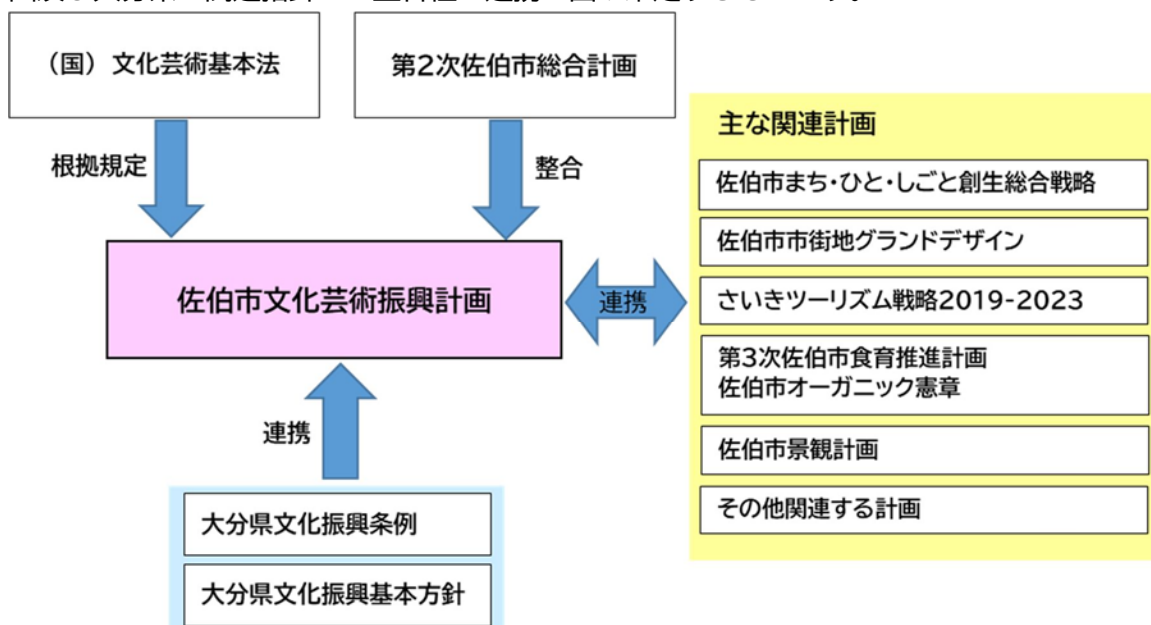
2 対象となる文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法に示されているもの（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「文化財」）を基本とし、これまで培われてきた佐伯の特性を踏まえ、「芸術」「伝統芸能」「生活文化」、「文化財」の 4 項目に整理します。

項 目	内 容
芸術	音楽（歌唱含む）、ミュージカル・演劇、舞踊、美術、写真、書道、陶芸・工芸、文学、映画、漫画・アニメーション、その他の芸術
伝統芸能	神楽、杖踊り、落語、その他の伝統芸能
生活文化	茶道、華道、食文化、国民娯楽、その他の生活文化
文化財	有形及び無形の文化財、戦争遺構、地域資料等

3 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定します。また、本計画は本市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」、その他の関連計画及び大分県の関連指針との整合性と連携を図り策定するものです。

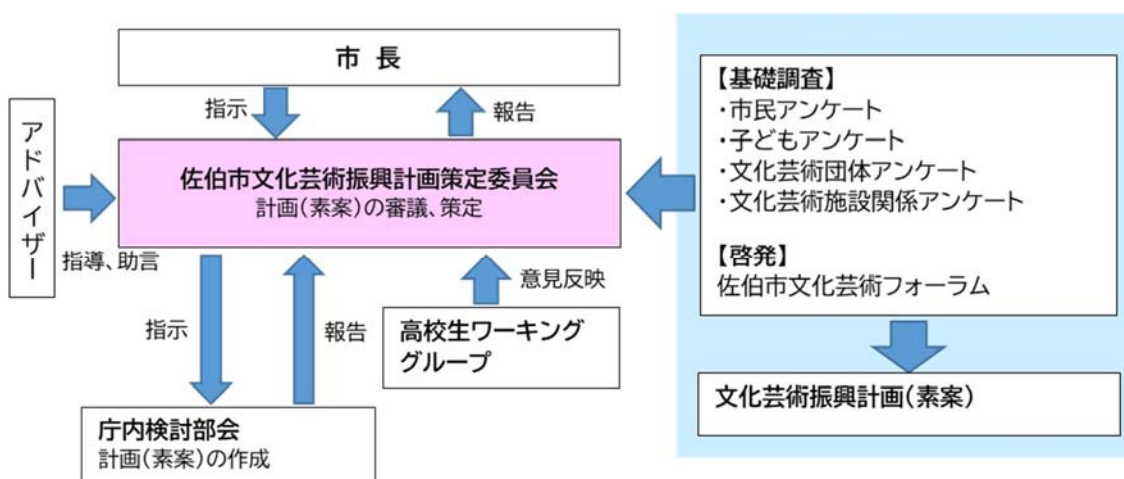


4 計画の期間

第2次佐伯市総合計画との整合性を図るため、2021(令和3)年度から2027(令和9)年度までの7年間の計画とします。

5 計画の策定体制

学識経験者、文化芸術団体の代表者、市民等から構成される策定委員会を設置しました。策定委員会では、市内高校生によるワーキンググループへの意見聴取や、市民アンケート等のアンケート調査を踏まえ、必要な調査・審議を行い、佐伯市文化芸術振興計画(素案)を作成しました。



6 計画策定の経過

年	月	内 容
2020 (令和2)年	5月	第1回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
	6月	第1回 佐伯市文化芸術振興計画高校生ワーキンググループ会議
		第1回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
	8月～9月	アンケート実施
	10月	第2回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
		第2回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
		第2回 佐伯市文化芸術振興計画高校生ワーキンググループ会議
	11月	文化芸術フォーラム
		第3回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
	12月	第3回 佐伯市文化芸術振興計画庁内検討部会
		第4回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会
2021 (令和3)年	1月～2月	パブリックコメント（予定）
	3月	第5回 佐伯市文化芸術振興計画策定委員会（予定）
		佐伯市文化芸術振興計画策定発表・記念講演会（予定）

第2章 文化芸術を取り巻く環境と課題

1 文化芸術に関する大分県の動向

大分県では、2004(平成 16)年に文化振興に取り組む県の姿勢と責務を明らかにした「大分県文化振興条例」を制定し、2016(平成 28)年には大分県文化振興基本方針が策定され、文化の担い手が一人ひとりの県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重することとしています。また、文化振興の基本視点を、「人」を育て活かし、「伝統」を活かし、「本物」の文化にふれる、「創造県おおいた」の取組、「芸術文化ゾーン」の誕生、というキーワードによって集約し、様々な施策展開を図っています。

また、2018(平成 30)年 10 月 6 日から同年 11 月 25 日までの 51 日間において、国内最大の文化の祭典である「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018、第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会（以下「国民文化祭」という。）」が県内の 18 市町村で開催され、大分県内の文化芸術の振興に対する機運が高まりました。

2 佐伯市の歩みと現状

(1) これまでの佐伯市

江戸時代の佐伯市域は、佐伯藩と岡藩(宇目)に分かれていました。初代佐伯藩主毛利高政(もうりたかまさ)は番匠川河口に佐伯城と城下町を築き、豊後水道に面する浦方と平地の少ない山間部の農村を藩政の基盤としました。以後、江戸時代の 270 年間 12 代にわたって毛利氏の時代が続きました。藩の財政は、海の恵みに支えられ豊かだったといわれています。佐伯藩の 8 代藩主毛利高標(もうりたかすえ)は学問好きで知られ、「四教堂(しこうどう)」や「佐伯文庫」を開設しました。佐伯藩はこの開設をきっかけに、学芸が振興され、多くの文化人を輩出し、藩に繁栄をもたらしました。

1877(明治 10)年に勃発した西南戦争では、宮崎県との県境の蒲江や直川・宇目地域の山間部が戦場となりました。現在でも、多数の台場跡が史跡として残されています。

また、1893(明治 26)年から 10 か月間、当時ジャーナリスト、政治家として活躍していた矢野龍溪の紹介で、文豪国木田独歩が鶴谷学館の教師として赴任し、佐伯市を舞台とした「源叔父」、「春の鳥」等の小説を残しました。国木田独歩が過ごした当時の坂本邸は、2003(平成 15)年に城下町国木田独歩館として開館し、明治の面影を残しています。

昭和に入ると佐伯湾に面した海岸部に海軍基地ができ、軍事都市として発展します。1934(昭和 9)年に佐伯海軍航空隊が、1940(昭和 15)年には佐伯防備隊ができ、真珠湾攻撃の際には佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進しました。軍都ゆえにたびたび空襲を受け、一般市民も犠牲となった歴史もあります。佐伯市では、これら過去の大戦について検証し、平和な世界を築くため、ひとりひとりができることを考える場として 1997(平成 9)年に平和祈念館やわらぎを開館しました。

(2) 現在の佐伯市

2005(平成 17)年 3 月 3 日に 1 市 5 町 3 村が合併し、903 平方キロメートルの九州一広い面積を有する「新佐伯市」が誕生しました。2015(平成 27)年 3 月には待望の東九州自動車道が開通し、主要都市への移動時間の短縮により産業や経済、地域交流の活性化が図られました。

一方で、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化を受け、空家・空き地の増加による中心市街地の空洞化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2015(平成 27)年 72,211 人だった佐伯市の人口は、2045(令和 27)年には、41,738 人まで減少すると推計されています。

2018(平成 30)年の 3 月に策定した「第 2 次佐伯市総合計画」では、基本施策として「さいき 7 つの創生」を掲げ、文化芸術の分野として【教育文化】の項目の中で、市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承を推進しています。

また、2020(令和 2)年 3 月に策定した「佐伯市市街地グランドデザイン」では、文化芸術交流拠点形成プロジェクトとして、さいき城山桜ホール、三余館、佐伯市歴史資料館が連携した文化芸術交流拠点の形成を図り、周辺と一体となった賑わいのあるまちづくりを行うこととしています。

これらの計画を踏まえ、総合的に文化芸術を振興するために、2020(令和 2)年 4 月に、文化芸術に関する事業を教育委員会から市長部局に移管し、「文化芸術交流課」が新設されました。文化芸術交流課では、市の文化行政の指針となる計画の策定を進めています。

文化施設については、1971(昭和 46)年に開館した佐伯文化会館において、質の高い文化芸術や市民の発表会、吹奏楽の演奏会等数々の催しが行われ、文化芸術活動の拠点として長い間市民に親しまれてきましたが、施設の老朽化に伴いその役目を終え、2020(令和 2)年 10 月に開館した「さいき城山桜ホール」へとその役目を繋ぎました。

さいき城山桜ホールは、新しい文化の拠点施設として、ホール事業の運営や周辺地域と連携したにぎわいの創出、市民の提案の自主事業の企画・実施、市民参画組織に関する事業を行い、あらゆるジャンルの文化芸術活動の展開が期待されています。

Pick up!

「第33回国民文化祭・おおいた2018、

第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の佐伯会場の開催

国民文化祭の佐伯会場として、佐伯市は、国木田独歩が佐伯に赴任していた時代を振り返った回想文「豊後の國佐伯」の一部に曲をつけた「合唱組曲豊後の國佐伯」の復刻演奏会をはじめ、佐伯創生まちなか芸術祭として、「南海コレクション里帰りと佐伯の画伯作品展」、「キャノンのカメラ歴史展」、「毛利歴代藩主・正室の墓所公開」、「文豪ストレイドッグス×城下町佐伯国木田独歩館スタンプラリーin佐伯」、佐伯市消防署の壁面を使った「壁画屋さんの7's感性（センス）」を展開し、佐伯市の歴史と魅力を発信しました。

また、佐伯市民がプロの芸術家や沖縄県の中高生と共演した佐伯市民ミュージカル「タカラとワカ 海を越える軌跡」の公演や、障がい者が主体となって、演劇やダンスなどのステージパフォーマンスを披露した「ユニバーサルデザインフェスタ～アートザウルス～」など市内の様々な場所で芸術体験活動を通じた人材育成も図られ、新たな文化芸術の息吹が生まれました。

2020（令和2）年から、佐伯市民ミュージカルは、国民文化祭のレガシーを引き継ぎ、新たにユニバーサルミュージカルへの取組等を始め、市民参画の場のすそ野を広げています。また、障がい者の芸術体験活動「アートザウルス」も継続的なネットワークづくりにより、規模を拡大したイベントに挑戦しています。

3 佐伯市の文化芸術に関するアンケート調査・分析

(1) 佐伯市文化芸術に関するアンケート調査

本計画の策定に向けた基礎資料として現状のニーズや課題等を把握するため、2020（令和2）年8月～9月にかけて、市民・子ども（小学5年生）・団体・施設を対象にアンケート調査を実施しました。

項 目	(ア) 市 民	(イ) 子 ども	(ウ) 団 体	(エ) 施 設
対 象	18 歳以上の市民 1,500 人	市内の 小学 5 年生	市内を活動拠点と する団体	市内の文化施設、 社会教育施設等
調査方法	郵送調査	学校窓口配布	郵送調査・HP	郵送・窓口調査
有効回答	618 件（41.2%）	514 件（100%）	72 団体から回答	25 施設（83.3%）

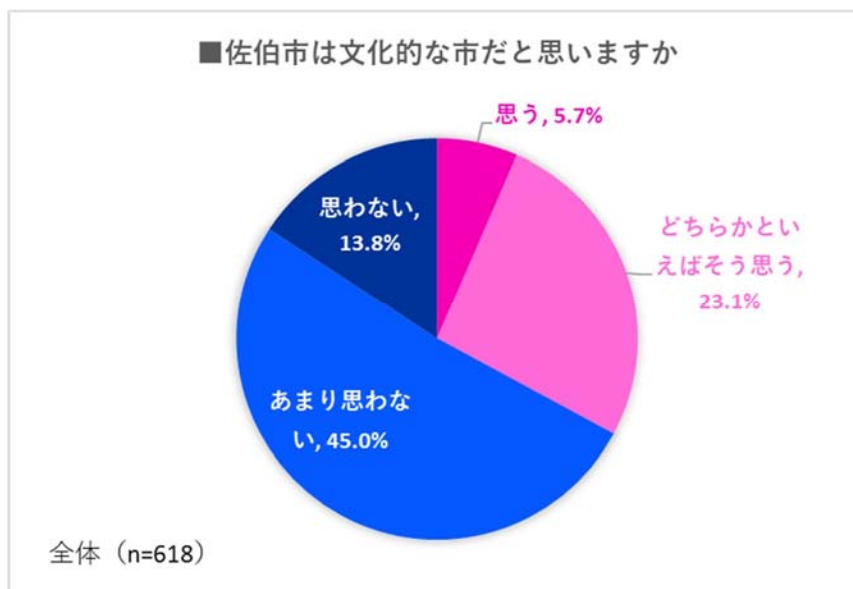
(2) 調査結果

(ア) 市民アンケート

佐伯市在住の 18 歳以上 80 歳未満の市民 1,500 人を無作為に抽出し、郵送にてアンケート調査を実施しました。アンケートは無記名選択式としました。なお、市民アンケート結果は資料編に掲載しています。

■佐伯市の文化的都市感

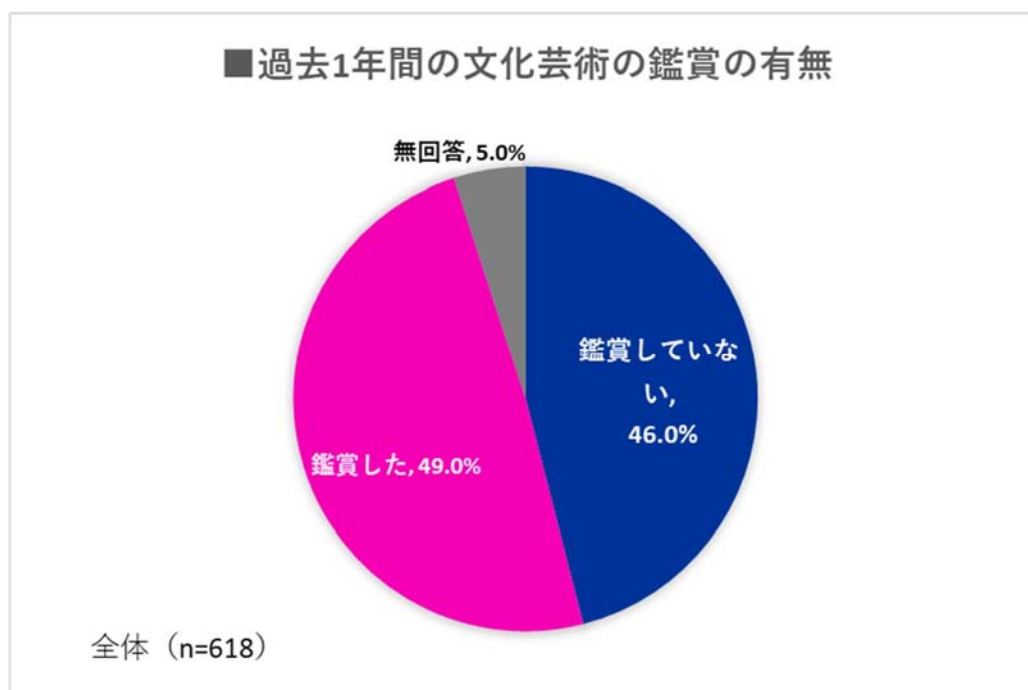
佐伯市が文化的な市だと思うか、という問いに対し、「思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた肯定層は 28.8%、「あまり思わない」「思わない」と答えた否定層は 58.8%となっており、否定層が過半数を超えています。文化的な都市と思わない理由としては、「文化的な公演やイベントなど鑑賞する機会が少ない」ことが最も高く、次に「文化的な活動やイベントについての情報が少ない、入手しづらい」ことが挙げられています。



■過去1年間で文化芸術の鑑賞状況

過去1年間に文化芸術を鑑賞したと回答した方は49.0%となっており、美術（絵画、彫刻、工芸など）、音楽（オーケストラ、吹奏楽など）、メディア芸術（映画や漫画など）を鑑賞した方が多くなっています。鑑賞した理由としては、「家族・知人に誘われたため」、「出演者・関係者が知り合いだったため」が約半数を占めています。

鑑賞しなかった理由としては「参加したい内容がない」こと、「時間的な余裕がない」こと、「情報が手に入らない」ことが挙げられています。

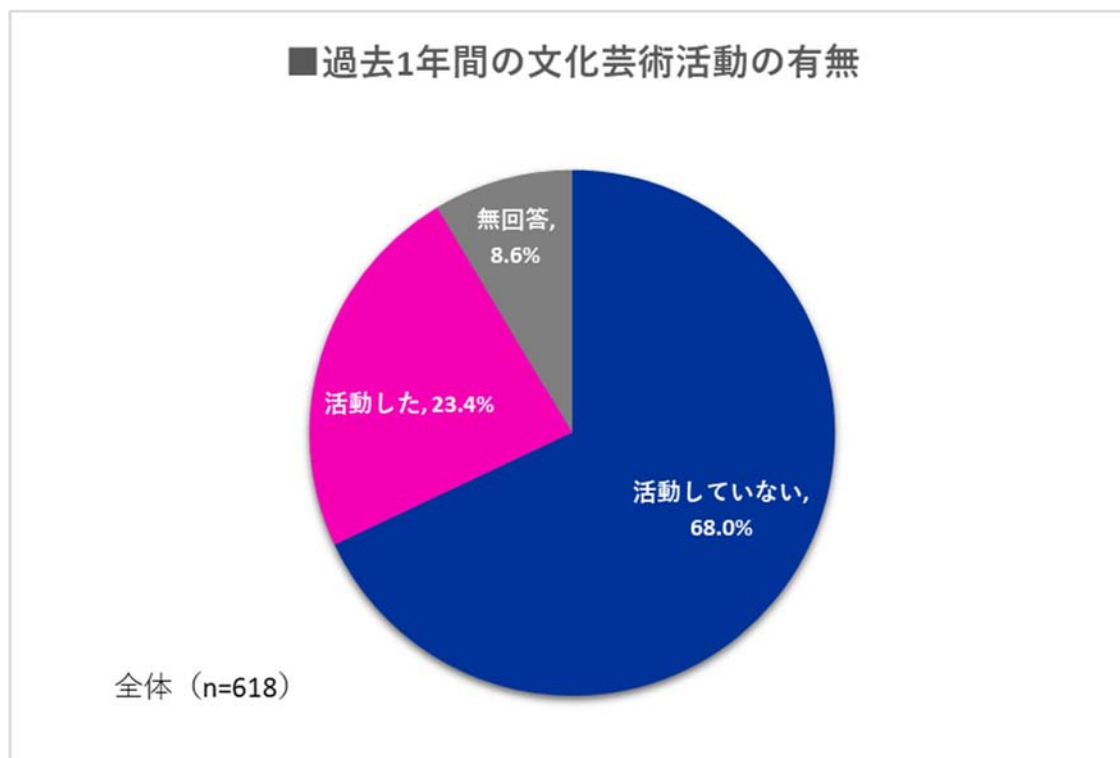


鑑賞した理由	%
家族・知人に誘われた	27.1
出演者・関係者が知り合いだった	22.1
プログラム（内容）に興味があった	20.5
自分の教養・知識を高める	18.5
好きな出演者・作家などだった	17.8
テレビ・雑誌で取り上げられた	9.6
自分の活動の参考になる	7.9
その他	4.0
無回答	3.0

鑑賞しなかった理由	%
参加したい内容がない	24.3
時間的な余裕がない	22.2
情報が手に入らない	15.8
日時の都合が合わない	13.4
仲間やきっかけがない	12.7
会場が近くにない	8.5
健康上の理由	6.3
テレビやDVDなどで見れる	6.3
施設の設備が不十分	1.8
費用がかかりすぎる	1.1
その他	6.7
無回答	0.4

■過去1年間の文化芸術活動の実践状況

過去1年間に文化芸術活動を実践した方は23.4%となっており、生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）が最も多くなっています。また、1年間に文化芸術活動を実践していない方は68.0%と過半数を超えています。その理由として、「時間的な余裕がない」こと、「参加したい内容がない」こと、「仲間やきっかけがない」ことが挙げられています。

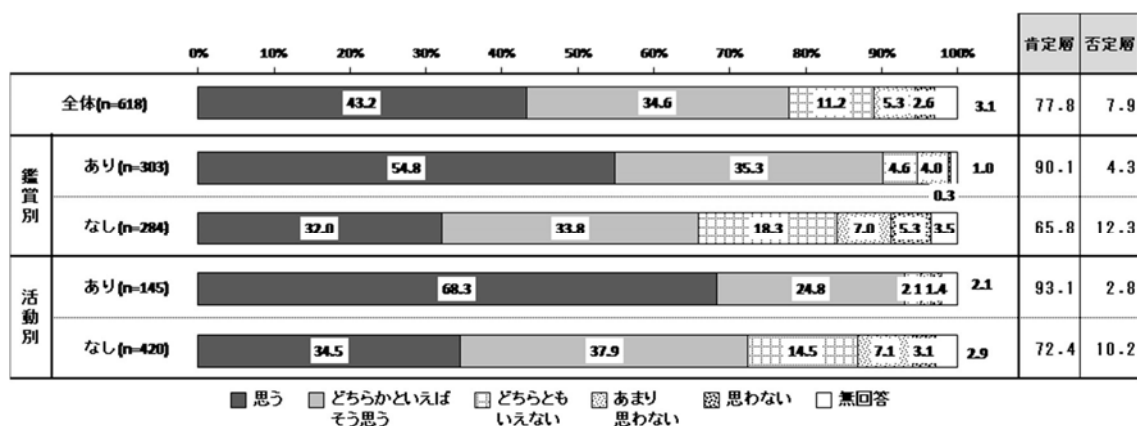


活動を行った理由	%
自分の教養・知識を高める	43.4
家族・知人に誘われた	17.9
自分の活動の参考になる	14.5
出演者・関係者が知り合いだった	11.0
プログラム（内容）に興味があった	11.0
好きな出演者などだった	3.4
テレビ・雑誌で取り上げられた	3.4
その他	6.9
無回答	9.7

活動を行わなかった理由	%
時間的な余裕がない	27.9
参加したい内容がない	23.8
仲間やきっかけがない	21.7
情報が手に入らない	11.2
日時の都合が合わない	10.5
健康上の理由	8.1
会場が近くにない	4.8
費用がかかりすぎる	3.1
託児所やバリアフリーなど施設の設備が不十分	1.0
その他	5.2
無回答	2.9

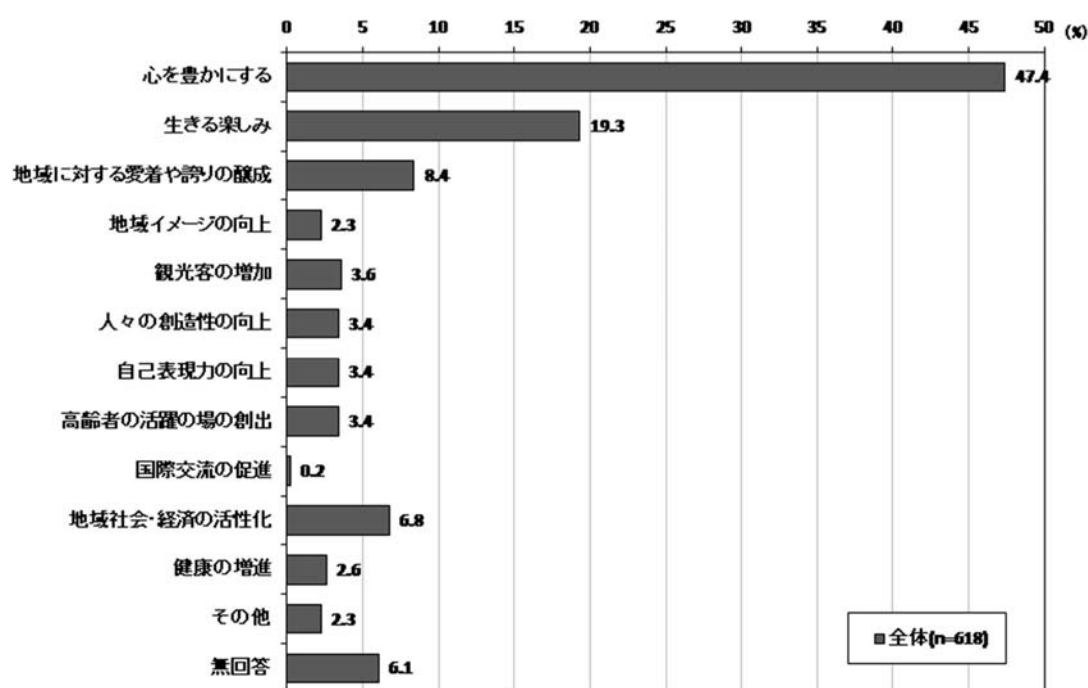
■日常生活の中での文化芸術鑑賞、活動

日常生活での文化芸術の体験や鑑賞の大切さについては、77.8%の方が肯定しており、否定層は7.9%にとどまっています。特に、実際に鑑賞や活動を行っている方が日常での文化芸術の大切さを感じています。鑑賞や活動を通じて、文化芸術の大切さを実感していると推測できます。



■文化芸術の鑑賞・実践を通してもたらされる効果として期待するもの

文化芸術を通じてもたらされる効果として、「心を豊かにする」と答えた方が特に多く、47.4%を占めています。前述の過去1年間の鑑賞及び実践の現状と照らし合わせた場合に、文化芸術の大切さを大多数の方が肯定しており、心を豊かにするものとして期待しているものの、実際には鑑賞や実践を行えていない方が多いという現状が浮かび上がります。

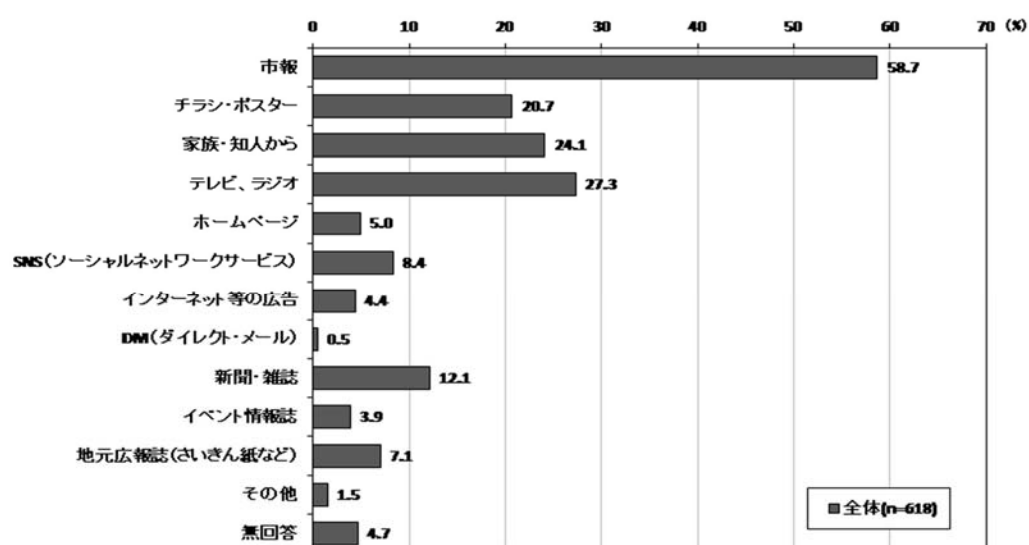


■文化芸術に関する情報の入手媒体

文化芸術に関する情報の入手媒体については、市報が最も高く、テレビ・ラジオ、家族・知人、と続きます。20歳代以降の全ての世代で市報から入手が最も多くなっており、10歳代～30歳代では、SNS（ソーシャルネットワークサービス）からの入手も多くなっています。

また、後述の団体アンケート結果では、団体の情報発信手段として、チラシ・ポスター、SNS、家族・知人、団体ホームページの順で多く、市民の情報入手手段と差があることがわかります。

前述の文化芸術の鑑賞及び実践状況結果から文化芸術の情報が入手しづらいことが市民の文化芸術鑑賞・実践を阻んでいる要因の1つとなっています。市報を通じた情報発信を充実していくとともに、より効果的な情報発信の方法を検討していく必要があります。

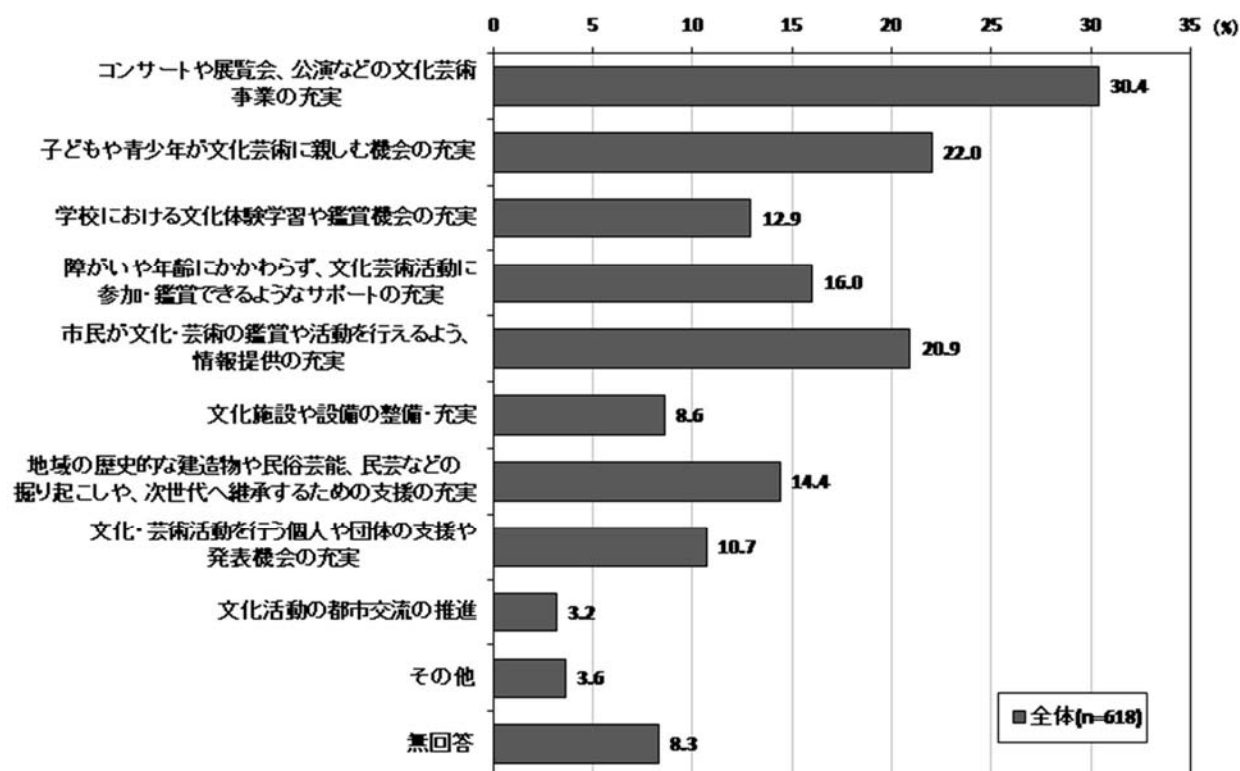


情報入手の方法		サンプル数	市報	チラシ・ポスター	家族・知人から	テレビ、ラジオ	ホームページ	SNS(ソーシャルネットワークサービス)	インターネット等の広告	DM(ダイレクト・メール)	新聞・雑誌	イベント情報誌	地元広報誌(さいぎん紙など)	その他	無回答
全体		618	58.7	20.7	24.1	27.3	5.0	8.4	4.4	0.5	12.1	3.9	7.1	1.5	4.7
年齢別	10歳代	12	33.3	33.3	50.0	16.7	-	33.3	-	-	8.3	-	-	-	-
	20歳代	34	44.1	8.8	41.2	11.8	8.8	38.2	5.9	-	2.9	5.9	-	2.9	-
	30歳代	51	49.0	19.6	19.6	19.6	9.8	21.6	15.7	-	-	9.8	3.9	2.0	7.8
	40歳代	96	57.3	25.0	20.8	25.0	5.2	11.5	4.2	-	8.3	6.3	10.4	1.0	2.1
	50歳代	97	58.8	25.8	20.6	38.1	9.3	6.2	6.2	2.1	17.5	3.1	4.1	-	-
	60歳代	152	57.9	19.1	23.7	30.3	5.3	4.6	3.9	0.7	22.4	3.9	10.5	1.3	3.3
	70歳代以上	173	67.6	19.1	24.9	26.0	0.6	-	0.6	-	8.1	1.2	6.4	1.7	10.4

(注) **太字**は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

■文化芸術振興のために市が特に力を入れること

市に特に期待することとして、「コンサートや展覧会、公演などの文化芸術事業の充実」、「子どもや青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」、「文化芸術の鑑賞や活動を行うための情報の充実」が多く、より市民が文化芸術に親しむための施策を期待していることがわかります。また、「障がいや年齢にかかわらず、文化芸術活動に参加・鑑賞できるようなサポートの充実」も多く挙げられ、年齢やハンディキャップにとらわれない支援が求められています。



(イ) 子どもアンケート

小学生のみなさんが、文化や芸術についてどのようなことに興味があるのか、実際に自分が行う「活動」と、文化芸術を見る「鑑賞」に分け、代表的な文化芸術を項目にして、○をつけるアンケート（複数回答可）方式で行いました。

■どんな活動が好きですか？（多い順）

- ・ものや道具を使って工作する
- ・絵を描く
- ・歌を歌う
- ・踊りを踊る
- ・写真をとる
- ・楽器を演奏する
- ・動画をつくる
- ・地域の祭りに出る
- ・茶道をする
- ・漫画を描く
- ・書道をする
- ・演技をする
- ・おはなし(物語など)をつくる
- ・音楽をつくる
- ・華道をする
- ・俳句や短歌をつくる
- ・神楽を舞う
- ・落語をはなす

■見たり聞いたりすることが好きなこと

は何ですか？（多い順）

- ・動画をみる
- ・映画をみる
- ・歌のある音楽を聴く
- ・漫画をみる
- ・本を読む
- ・絵をみる
- ・踊りをみる
- ・写真をみる
- ・ものや道具でつくられた工作をみる
- ・楽器の演奏をきく
- ・地域の祭りをみる
- ・昔の建物や文化財をみる
- ・ミュージカルや演劇をみる
- ・神楽をみる
- ・落語をきく

インターネット利用の普及により、「活動」「鑑賞」双方において、メディア芸術のジャンルを楽しんでいる子どもが多い傾向があります。その中においても、自らの手による造形表現や身体表現の項目が、「活動」の上位を占めていることから、子どもたちが文化芸術を体験できる機会を増やしていく必要があるようです。

一方で、神楽、落語、俳句、短歌等の伝統文化や生活文化についての項目は上位に上がらず、積極的な普及活動が必要であることもアンケートから浮かび上がってきました。

また、自由記載には数多くの好きな「活動」「鑑賞」が寄せられ、子どもたちの興味の先は千差万別であることがわかりました。

(ウ) 団体アンケート

市内を拠点に活動している団体に対し、現状把握と今後の連携・交流の可能性を探るため、郵送とメール、ホームページを通じて団体アンケートを行いました。伝統芸能や音楽、ダンス等の文化芸術団体のほか、飲食イベント団体や食育団体、障がい者団体、若者の就業支援団体、スポーツ団体等、幅広い団体の回答を得ました。

■会員の最も多い年齢層（多い順3つまで）

- ・ 70 歳代 ・ 60 歳代 ・ 40 歳代

■情報発信の手段（多い順）

- ・ チラシ、ポスター ・ SNS ・ 家族・知人から、団体ホームページ ・ 市報
- ・ 地元広報紙（さいきん紙など） ・ 新聞、雑誌 ・ イベント情報誌

■団体がもつ課題（多い順3つまで）

- ・ 会員の高齢化 ・ 会員の減少 ・ 活動場所の確保

■活動を続けていくために必要なこと（多い順）

- ・ 情報発信の強化 ・ 入門講座の実施 ・ 活動場所の確保 ・ 発表機会の確保
- ・ 資金援助、人的支援(申請など) ・ 他団体との連携機会の提供 ・ 施設の設備

■現在行っている他団体との交流（多い順）

- ・ 他団体主催事業への参加 ・ メンバー同士の交流や情報交換
- ・ 公演や展示など発表会の合同開催 ・ 自団体主催行事への他団体招待
- ・ 合同での練習や稽古

■他団体との交流で期待するもの、こと

- ・ 情報交換、技術の向上 ・ 相互間の親睦 ・ 意見交換の場
- ・ 活動や観客の幅の広がり ・ 生きがいづくり ・ 子どもたちの交流
- ・ 広報、宣伝媒体の共有 ・ 連絡網の充実 ・ 事務局機能の統合

会員の高齢化や会員数の減少など人材の確保・獲得が大きな課題となっています。また、活動を続けていくための情報発信の強化や、興味ある人を呼び込むための入門講座等、取り組みの工夫が求められています。他団体との交流を通じて、情報の交換や技術の向上、活動・参加者の広がり、広報宣伝媒体の共有による情報発信の強化も期待されており、各団体が交流しやすい仕組みづくりが必要となっています。

(工) 施設アンケート

市民にとって文化芸術とふれあえる一番身近な場所である市内の文化施設や、各地域にある社会教育施設等の現状や課題を把握するため、施設アンケートを行いました。

■最も多い利用者年齢層（多い順）

- ・ 70 歳代 ・ 60 歳代 ・ 10 歳代以下 ・ 50 歳代

■施設で行われている文化芸術活動（多い順）

- ・ 舞踊（ダンス、バレエなど） ・ 生活文化（茶道、華道、書道、盆栽など）
- ・ 文芸（文学、俳句、短歌など） ・ 音楽（吹奏楽など）、国民音楽（囲碁、将棋など）
- ・ 美術（絵画、彫刻、工芸など） ・ 伝統芸能（歌舞伎や三味線など）
- ・ 民俗文化財（地域の祭礼や民芸など） ・ メディア芸術（映画や漫画など）
- ・ 演芸（落語、漫才、大道芸など） ・ 演劇（ミュージカル、オペラなど）

■自館で行っている文化芸術活動の情報提供の有無

- ・ たびたび行っている 40.0%
- ・ たまに行っている 52.0%
- ・ 行っていない 8.0%

■他館で行っている文化芸術活動の情報提供の有無

- ・ たびたび行っている 28.0%
- ・ たまに行っている 20.0%
- ・ 行っていない 52.0%

■文化芸術活動を行う上での施設の課題（記述式）

- ・ 施設の老朽化 ・ 備品の老朽化 ・ バリアフリーの設備が整っていない
- ・ 利用者の高齢化 ・ 少子化 ・ Wi-Fi がない ・ 発表の場がない

施設や備品の老朽化が大きな課題となっています。利用者は 60 歳代以上が非常に多く、バリアフリーなどの利用者の目線に立った施設の在り方が問われています。Wi-Fi の整備など、情報社会の特徴を捉え、若い世代を取り込むためのアイデアも見受けられます。

また、自館で行う文化芸術活動の情報提供を行う館が多いのに対し、他館の活動の情報提供については行っていない館が多い傾向があります。市内全域の多様な活動を、今以上に促進させるためには、情報の配布場所等の広報戦略も検討する必要があります。

4 佐伯市の課題

アンケート調査から、市民が期待する文化芸術の鑑賞や体験が十分に行われていない現状があり、市民がより興味関心を持つことができる質の高い施策を、幅広い年齢層に対し、実施していくことが必要です。また、文化芸術に関する情報が効果的に発信されておらず、市民に届いていないことから、世代に合わせたツールでの情報発信等も含め、広報戦略を検討することも重要な課題です。

さらに、市民が佐伯市の文化芸術として多く挙げた神楽や杖踊り等の佐伯市固有の伝統芸能が、若年層を中心に浸透していない現状があります。これらを保存継承していくためにも、伝統芸能にふれる機会を増やし、市民の共有財産として次世代へ繋げる取組が喫緊の課題です。また、文化芸術団体においても担い手の高齢化や、若い世代の人材不足、会員数の減少という類似課題の中で、どのように活動を盛り上げていくかということが問題となっています。

各種アンケートのほか、策定委員会をはじめとする各会議において、数多くの課題が浮かびあがってきました。その中でも、最も根幹となる課題は、市民が語る「佐伯らしさ」、「佐伯の文化」の創出です。佐伯の文化芸術としての個性は何であるのか、何を振興し、次世代に何を残していくのか、様々な文化芸術施策を実施すると同時に、根幹となる佐伯らしさについても研究・調査し、明らかにしていくことが必要となっています。

以下、各種アンケートや各会議、2020（令和2）年11月1日に開催された文化芸術フォーラムのパネリストの提言から抽出された課題（キーワード）を列記しています。

【佐伯市の課題】

<文化芸術鑑賞について>

- 鑑賞や体験機会が少ない
- 興味関心もてる企画がない

<広報について>

- 文化芸術に関する情報が少ない
- 文化芸術活動に対する相談先がない
- 情報共有と情報発信の場がない

<文化芸術団体について>

- 文化芸術活動の後継者がいない
- 団体の会員数の減少
- 団体間の情報交換や交流の場がない
- 伝統文化を継承する仕組みづくり

<文化芸術活動について>

- 活動発表する機会の充実
- 障がい者も参加できる文化芸術
- 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- 学校との連携

<その他>

- 佐伯市らしさとは何か
- 多文化共生
- 外部からの刺激が必要
- 文化芸術団体に対する支援方法
- 施設間の連携

第3章 文化芸術振興計画の基本的な考え方

1 基本理念

あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、
持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を与え、また自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる豊かさがあります。また、時には暮らしを揺るがす困難な事態にあっても、文化芸術の力は、新しい考え方や行動様式を生み出し、進歩をもたらす力ともなります。

こうしたことから、本市では、年齢、国籍、性別、障がいの有無等に関係なく、あらゆる人々が積極的に文化芸術を楽しむことができる環境と機会を作り、心豊かな社会の実現を図ります。

また、文化芸術の在り方は、人々の生き方や暮らし方、生活様式に大きなかわりのある経済活動に影響を与えます。同時に、今日の社会においては、文化芸術に関する産業や新たな需要を呼び起こすといった文化芸術そのものが経済活動として期待され、文化芸術の持つ創造性は経済の発展に欠かせないものとなっています。高度経済成長の時代が終わった今、SDGs*の考え方を踏まえ、これからは精神が土台となり、文化が経済を支えていくという観点から、文化芸術をツールとしたまちの魅力を創出し、地域創生に繋げていきます。そして、佐伯が持つ文化的価値の所在を明確にし、みんなで学ぶことで、文化芸術の火を絶やさぬよう、次の世代に伝えていきます。

*SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2003（平成15）年9月に国連加盟国193カ国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指し、環境・経済・社会すべてに関連した「世界を変えるための17の目標」が掲げられ、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

2 目指す将来像

基本理念に基づき、具体的に市民の目指す姿を4つ掲げます。

☆市民が文化芸術を身近に体感でき、刺激を受けながら毎日をいきいきと暮らしている

たとえどのような時代にあっても、文化芸術は人々の心に豊かにし、創造性と感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや感動を与えてくれるものでなくてはなりません。

佐伯市民は、日々の暮らしの中で、そういった心を動かされるものに出会い、また、その感動を分かち合い、明日への原動力につなげます。

☆市民が佐伯の郷土文化について理解し、誇りをもって外の人に語ることができる

私たちは、佐伯に「何があるのか」を知っていること、また知ることが大切です。それは、知ることが、興味関心へつながり、地域の魅力を再発見することができるからです。地域の魅力は、佐伯市の根幹となる資源でもあり、新たな価値を見出しながら発信することが必要です。さらに、佐伯市民はこの土地に育まれた生活文化や、郷土文化を学び次の世代に継承します。

☆市民が、個性を磨き合い、多様性を認め、開かれた心で互いにコミュニケーションを取ることができる

いろいろな人とつながることは大切なことです。相手を知ることができればそこには関係性ができます。佐伯市では、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、様々な年代の方々との交流を進めます。

また、地域の活動を、さらに他の地域との交流や、市外、県外との交流にもすそ野を広げ、多様な価値観を認め合います。

☆佐伯市の子どもが、生涯を通して、学校教育・社会教育等と連動した文化芸術活動のシャワーを浴びて育っている

子どもたちが優れた文化芸術に身近にふれることや、地域に根ざした文化芸術を学び、体験する機会を提供することは、豊かな感性を育むうえでとても大切なことです。

佐伯市では、乳児の時から文化芸術を体験する機会をつくり、大人になっても文化芸術を深く理解する人づくりを進めます。

3 基本目標

目指す将来像に基づき、次の3つの基本目標を掲げます。この基本目標は、それを実現するための施策の基礎的な考え方を方向付けるものです。

心と感性を刺激する未来志向のひとづくり

「今」は「過去」と「未来」をつなぐものであり、私たちは佐伯の「宝」を受け継ぎ、新しい佐伯の「宝」を育てます。

人と人、地域と地域がつながる仕組みづくり

子どもから高齢者まで、誰もが地域の文化芸術活動に参加できる仕組みや、地域間の交流により、人と人がつながるコミュニティの活性化を図ります。

多様で文化的な市民創造の基盤づくり

年齢、国籍、性別、障がいの有無に関係なく、多様な人々が日々の暮らしの中で文化芸術と関わり、いきいきと暮らすまちをつくります。

4 基本施策

佐伯市の課題を踏まえた計画の理念、目指す将来像、目標を達成するため、必要となる基本的な施策を下記の通り掲げます。

I 親しむ

多彩な文化芸術の振興を図り、市民が親しむとともに、外部からの刺激を呼び込み、多文化に心を開き、「親しむ」環境をつくります。

施策のもととなった課題

- 鑑賞や体験機会が少ない
- 興味関心のもてる企画がない
- 障がい者も参加できる文化芸術
- 外部からの刺激が必要
- 文化芸術団体に対する支援方法

II つながる（ヨコ軸連携）

各地域や団体の独自性を保ちつつ、地域と地域、人と人が交流するヨコ軸の連携を推進し、「つながる」ことを大切にします。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動に対する相談先がない
- 団体の会員数の減少
- 活動発表する機会の充実
- 団体間の情報交換や交流の場がない
- 多文化共生
- 施設間の連携

III 学ぶ（タテ軸連携）

地域の魅力を感じ、生涯にわたって学ぶことのできる環境を整え、タテ軸の連携や交流を推進し、未来へ継承する「まなび」に取り組みます。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動の後継者がいない
- 伝統文化を継承する仕組みづくり
- 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- 学校との連携

IV 再発見&発信

豊かな佐伯の魅力を「再発見」するため研究し、様々なツールを通じて積極的な「発信」に努めます。

施策のもととなった課題

- 文化芸術活動に関する情報が少ない
- 情報共有と情報発信の場がない
- 佐伯らしさとは何か（佐伯固有の文化の再確認と文化創造）

佐伯市文化芸術振興計画

基本理念

あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市

目指す将来像

- ☆ 市民が文化芸術を身近に体感でき、刺激を受けながら毎日を生き生きと暮らしている
- ☆ 市民が 佐伯の郷土文化について理解し、誇りをもって外の人に語ることができる
- ☆ 市民が個性を磨き合い、多様性を認め、開かれた心で互いにコミュニケーションを取ることができる
- ☆ 佐伯市の子どもが、生涯を通して、学校教育・社会教育等と連動した文化芸術活動のシャワーを浴びて育っている

基本目標

心と感性を刺激する
未来志向のひとづくり

人と人、地域と地域が
つながる仕組みづくり

多様で文化的な
市民創造の基盤づくり

基本施策

I：親しむ

施策1
文化芸術に触れる機会の充実
(1) さいき城山桜ホール
の活用
(2) 三余館の利活用
(3) 市街地にある文化施設
以外の展示・発表
(4) 外部からの刺激の呼び込み

施策2
文化芸術活動の支援
(1) 補助金の抜本的な見直し
(2) 補助金制度に対する
情報提供

II：つながる (ヨコ軸連携)

施策1
施設間連携
(1) さいき城山桜ホール・三余館・歴史資料館、3館が連携した「文化芸術ゾーン」の創出
(2) 文化芸術推進会議（仮称）の発足

施策2
地域間連携・団体間連携
(1) 文化芸術ネットワーク会議（仮称）の発足
(2) 交流推進補助金（仮称）の検討

施策3
まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携
(1) 佐伯市アートフェスティバル（仮称）の開催
(2) 障がい者アートの充実

施策4
アーティスト・市民間交流
(1) アーティストインレジデンスの推進

III：学ぶ (タテ軸連携)

施策1
佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供
(1) 佐伯の伝統文化・民俗文化・食文化を学ぶ講座・現地体験ツアー
(2) 学校向け文化芸術体験プログラム

施策2
文化芸術に携わる人材育成の推進
(1) 0歳から始めるアート教育プログラムの推進
(2) アート教室の拡大
(3) さいき城山桜ホールサポーター活動の推進

施策3
世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくり
(1) 地域と創るこども・市民ミュージカル
(2) 世代を超えてつくるアート作品
(3) アート大学（仮称）の検討

IV：再発見 & 発信

施策1
地域文化の調査・研究
(1) アートラボ事業・伝統文化・佐伯市にゆかりのあるアーティスト・佐伯の食文化・新たな文化の創造・ポータルサイト

施策2
情報発信力の強化
(1) 佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設
(2) 戦略的な広報活動

施策の方向と取組

基本施策Ⅰ 【親しむ】

多彩な文化芸術の振興を図り、文化芸術が育つ土壌をつくります

施策1 文化芸術に触れる機会の充実

市民が文化芸術を身近に感じ、親しみをもって楽しむためには、必要な環境の整備を行い、発表・展示等の機会を充実させることが不可欠です。加えて、文化芸術施設以外の場所を活用し、特別な場所で特別に味わう文化芸術だけではなく、日常生活に溶け込むような文化芸術の浸透を図ります。また、市民の心を動かす感動体験につながる質の高い文化芸術を呼び込み、提供する施策も積極的に推進します。

(1) さいき城山桜ホールの活用

さいき城山桜ホールは、多彩な機能を備えた大ホール、小ホール、スタジオ・会議室・食育活動室・創作工房があり、文化芸術の拠点として様々な分野のイベントを開催することができます。とりわけ大ホールの可動機能は、従来のホールに比べて自由度が高く、音楽・ダンス等の舞台発表だけでなく、四方を客席で囲むセンターステージや舞台前に張り出させる仮設ステージ、客席を収納した平土間形式等、アイディア次第でさまざまな活用が可能です。刺激的で柔軟な可動舞台装置で、市民の「やってみたい」を応援・実現し、市民活動と寄り添った文化芸術を展開するとともに、市民に親しまれ、市民の居場所となるホール空間を目指します。

○参考 さいき城山桜ホール管理運営実施計画

- ・『佐伯 BigBang! ～観せる・味せる・魅せる～』（市民提案型アイディア募集）
- ・カルチャーサロン
- ・劇場体験ツアー＆ワークショップ
- ・さいき de 伝統芸能

(2) 三余館の利活用

1988(昭和 63)年から市民の文化・余暇活動の場として親しまれた三余館は、カルチャーサロン事業をさいき城山桜ホールに移管して、2021(令和3)年3月末をもって役割を終えます。今後の三余館の在り方については佐伯市市街地グランドデザインにおいて、さいき城山桜ホールとともに、佐伯市の文化芸術の交流・発信拠点とすることが方向付けられています。三余館を、美術品展示機能を確保し、美術や歴史教育等の普及にも活用できる施設として位置づけ、造形芸術を主体とした活動・展示・交流の拠点として、さいき城山桜ホール・佐伯市歴史資料館と連携を図れる建物への利活用を検討します。

(3) 市街地にある文化施設以外の展示・発表

佐伯市はどの地域で生活をしていても文化芸術に触れることができる、地域に寄り添った環境整備を進める必要があります。

市街地で行っている文化芸術活動について、各地域の公民館を活用した地域巡回型の文化芸術プログラムをつくる等、公民館活用の充実を図るほか、他の公共施設、民間店舗、野外等、今までに文化芸術の発表・展示の場として考えられていなかった場所においても、関係部署と連携しながら積極的な活用を図ります。

(4) 外部からの刺激の呼び込み

佐伯市内において文化芸術活動を楽しむ仲間を増やし、それをまちの活性化につなげるためには、環境整備と併せて、外部からの良質な文化芸術的刺激を受け続けることも重要だと考えます。その感動体験が、心の中にある種を花開かせる原動力となるのです。そのため、近年の文化芸術表現の多様化に理解があり、文化芸術の知識や時代感覚に優れ、佐伯市と多様なアーティストとの懸け橋になる人材を確保し、安定した刺激の供給を図ります。

特に、アートマネジメント・プログラムディレクターの役割は重要であり、舞台芸術、造形芸術及び地域活性化の領域において、制作プロデュース、企画立案、資金調達、鑑賞者開発、広報、マーケティング、権利処理についての課題解決能力等を発揮し、各種文化芸術施策の質の向上を期待します。

また、佐伯市に関わりのある文化芸術だけでなく、外国をルーツに持つ方との文化交流や、市内で暮らす外国人が文化芸術活動に取り組むことができる居場所づくりも積極的にいき、自分たちの文化との違いを楽しめる多文化共生の意識を育てます。

施策2 文化芸術活動の支援

文化芸術活動を行う上で、活動費や発表・展示に必要な経費の調達は重要な問題です。補助金制度の見直しや国内情報の提供等、活動団体が資金の調達を行いやすい環境を整えます。

(1) 補助金の抜本的な見直し

現在、佐伯市が行っている文化芸術団体への補助金は、各地域の文化芸術の在り方の差を埋められないままの形になっているため、抜本的な見直しを行います。

この抜本的な見直しについては、基本施策Ⅱ施策2(1)に示される「文化芸術ネットワーク会議(仮称)」及び基本施策Ⅱ施策1(2)「佐伯市文化芸術推進会議(仮称)」の中で、2021(令和3)年度に方向性を定めます。

(2) 補助制度に対する情報提供

見直した補助金制度については、市民にわかりやすい情報提供及び案内を行います。

また、基本施策Ⅳ施策2(1)に示したホームページ内に、佐伯市の補助金だけでなく、国内の補助金情報を掲載するページを設け、市民が自主的に研究し、財源の確保にチャレンジできる情報提供や応援を行います。

基本施策Ⅱ 【つながる】(ヨコ軸連携)

市内外を含めたヨコ軸の連携や交流を推進します

施策1 施設間連携

(1) さいき城山桜ホール・三余館・佐伯市歴史資料館、3館が連携した「文化芸術交流ゾーン」の創出

さいき城山桜ホール・三余館・佐伯市歴史資料館がある大手前地域は、佐伯市市街地グランドデザインにおいて、城山や“歴史と文学のみち”とつながる城下町エリアに属し、桜ホールを中心とした賑わいの創出と市民活動の活性化を目指す「文化芸術交流ゾーン」としての方向性が定められています。舞台芸術を主体とするさいき城山桜ホールと、造形芸術を主体とする三余館、そして歴史・文化財を主体とする佐伯市歴史資料館が、単館として近隣に存在するだけでなく、それぞれが互いにイベントや講座、広報等の情報共有を行い有機的な連携を図ることで、「文化芸術交流ゾーン」としての認知強化及び各分野の垣根を超えた質の高い文化芸術を市民に提供します。

(2) 佐伯市文化芸術推進会議(仮称)の発足

3館連携については、2020(令和2)年度に設置した佐伯市文化芸術振興計画策定委員、前記3館の代表者及びアートマネージャー等を含めた佐伯市文化芸術推進会議(仮称)を発足し、本計画の進捗管理のほか、各館の年間スケジュールの把握及び調整、戦略的な事業計画や、危機の中での事業継続計画の検討や方向性の確認を行います。併せて、佐伯の文化芸術について「文化芸術交流ゾーン」及び各周辺地域の意識共有を図り、佐伯市全域の連携を目指します。

施策2 地域間連携・団体間連携

(1) 文化芸術ネットワーク会議(仮称)の発足

良質な文化芸術は、人の心を高揚させ、感動、共感及び他者とのコミュニケーションを生み出します。地域の過疎化や人口減少という難題に向けた地方創生の取組みの一つとして、今こそ文化芸術をツールとした人と人、地域と地域のつながりを再構築する必要があります。様々な施策を行う上で、常に地域間連携や団体間交流の視点を持ち、

具体的に地域・団体の垣根を超えた話し合いの場を提供します。

前記の佐伯市文化芸術推進会議（仮称）主導のもと、地域に根差した各種団体や文化芸術活動を行う団体が集まり、意見を交わしながら今後の佐伯市の文化芸術を考える文化芸術ネットワーク会議（仮称）を発足します。イベント情報の共有や新しいコラボレーションの可能性を探るなど、地域同士、団体同士が手を繋いで安定したイベントの基盤づくりを目指します。

（２）交流推進補助金（仮称）の検討

地域間・団体間の連携促進の一環として、他の地域や他の団体と合同で企画した文化芸術の発表・展示が対象となる補助金の検討を行います。

施策３ まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携

（１）佐伯市アートフェスティバル（仮称）の開催

「佐伯市文化芸術の日」を毎年定め、佐伯市アートフェスティバル（仮称）を開催します。各地域で生まれた文化芸術が一堂に集まり、総合文化芸術祭を行うことにより、文化芸術の分野だけではなく、様々な分野とも連携し、市内外の人々を呼び込む催しを行います。

（２）障がい者アートの充実

障がいのある方が、様々な文化芸術活動を体験しやすい環境を整え、より自由に、気軽に、自然に、創作した作品を発表・発信できる場所づくりと、多くの人たちとの出会いの場となる仕組みづくりを推進します。また、障がい者のアート団体の連携を促進させ、佐伯アートブランドの創出を検討します。

施策４ アーティスト・市民間交流

（１）アーティスト・イン・レジデンス*の推進

優れた作品を生み出すアーティストは、人を引き付ける力を持ち、コミュニティの核になる可能性があります。アーティストと市民、今までの創る側と観る側という対面の関係だけではなく、ワークショップや生活の中でのコミュニケーションを通し、新しい関係性の構築を図ります。市民はアーティストによる新たなものの見方を知ることによって視野が広がり、アーティストはふれあいの中で新たな創作へのヒントを得ます。

このアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進し、創作過程の公開や、協同作品制作及びワークショップ等を通じて、アーティストと市民が交流を持つ機会を増やすことで、地域コミュニティの活性化と市民の心豊かな生活を創造します。

*アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外の芸術家を一つの地域に一定期間滞在させ、

創作活動を行ってもらう事業のことです。欧米が発祥ですが、日本でも地域振興や活性化の一環として、取り入れる自治体が増えています。

基本施策Ⅲ 【学ぶ】（タテ軸連携）

自分たちのまちにある文化的価値があるものを学び、世代間のタテ軸の連携や交流を積極的に行い、次世代に継承します

施策1 佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供

様々な佐伯の文化芸術を、幅広い年齢を対象にした講座や体験を通して、佐伯の個性としてみんなで楽しく共有します。併せて、佐伯の個性が強まることにより、他の文化との違いを楽しめるグローバルな感覚を身につけることも目的とします。また、文化芸術を通じた世代間交流を積極的に推進し、受け継がれてきたものを次世代に繋げる機会を提供します。

（1）佐伯の伝統文化・民俗文化・食文化を学ぶ講座・現地体験ツアー

教育委員会と連携した伝統文化、民俗文化や、ブランド推進課と連携した食文化を学ぶ講座などに取り組みます。また、座学だけではなく、実際に現地・現物を体験するツアーも併せて行い、体感的に学ぶことができる機会をつくります。

（2）学校向け文化芸術体験プログラム

現在、小中学校向けの文化芸術のアウトリーチ事業としてアート教室を実施しています。今後は、学校を通じ、文化芸術に親しむ環境づくりを推進するために、市内の小・中学校に対し、活用しやすい文化芸術プログラムの提案等を行います。

施策2 文化芸術に携わる人材育成の推進

文化芸術に携わる人材の育成は、教育現場も含め、市民協働へつながる長期的な視点で取り組みます。

（1）0歳から始めるアート教育プログラムの推進

0歳児から6歳児までを対象としたさまざまなアート教育を行います。こどもたちはそれぞれ生まれながらに個性を持っており、乳児の段階から、ひとりひとりの自由な発想や行動を伸ばすことによって、豊かな感性と柔軟な心が育まれます。生涯を通して、文化芸術を生活の中に取り入れ楽しむことができる人材の育成に努めます。

(2) アート教室の拡大

2017(平成 29)年から、市内で文化芸術をリードしているアーティストを講師として登録し、希望のあった佐伯市内の小・中学校へ派遣するアート教室を行ってきました。本計画においても、引き続き登録講師の充実を図りながら、学校に限らず、学びたい場所で学びたい方が受講できるように開催場所等の拡大に努めます。

(3) さいき城山桜ホールサポーター活動の推進

さいき城山桜ホールには、公演部門と企画部門に分かれてイベントのサポートを行う活動があります。サポーターは幅広い世代から集まり、若い世代の活躍も注目されています。自主的に文化芸術の企画を考え、実際に劇場で観客との間を橋渡しする経験は、その後の文化芸術事業の企画や運営に携わる市民を育て、市民主体の文化芸術の振興に繋がることが期待され、今後も引き続き推進します。

施策3 世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくり

少子高齢化や核家族化、ライフスタイル等の価値観の多様化や、社会情勢の変化に伴い、世代間のつながりが希薄になっています。このような中で、失われていくコミュニティを、文化芸術の観点から再生・強化を行うために、世代を超えて取り組める事業を重点的に推進します。

(1) 地域と創るこども・市民ミュージカル

教育委員会の表現教育事業として 2014(平成 26)年に発足したこども・市民ミュージカルは、今年で 7 年目を迎え、多くの市民が参画する世代を超えた事業に成長しています。2018(平成 30)年度の国民文化祭では、スタッフを含めこども 95 人、大人 85 人の総勢 180 人が、7 歳(小学 1 年生)から 78 歳までの幅広い世代から集まり、プロの芸術関係者や、沖縄県のこどもたち等と共に 3 時間に及ぶ舞台を作りあげました。

地域や世代を超えた仲間との交流を通じて、コミュニケーション力を磨き合うこの事業は、市民文化創造の場として成長し、文化芸術交流課に事業を移管後も、継続的に活動を行っています。2020(令和 2)年 11 月 1 日のさいき城山桜ホール開館記念事業(文化芸術フォーラム)では、宇目神楽保存会との共演を行うなど、従来の枠を超えた連携の可能性を示しました。

今後も官民協働で手をたずさえ、県内、九州内、全国への発信を視野に、さらなる交流と活動を推進します。

(2) 世代を超えてつくるアート作品

2018(平成 30)年度の国民文化祭では、世代を超えたアート作品として、佐伯市消防署の壁面にジョーヤラ船をモチーフにした巨大な壁画が描かれ、現在も佐伯市のシン

ボルとして東九州自動車道の佐伯 I Cを下り市内へやってくる人たちの目を楽しませています。こういった作品作りに携わった市民間で共有された文化は、共通の思い出として強く心の中に残り、繋がりと活力を生み出していきます。文化芸術のジャンルに関わらず、各地域が世代間でつながることができる場づくりを積極的に推進していきます。

(3) アート大学（仮称）の検討

アート大学（仮称）については、文化芸術振興計画に基づき、様々な講座等を開催していく中で、一つのカリキュラムとして集約・編成することが可能であるか検討を行います。年齢制限等を設けずに受講生を募集し、国籍、性別等も関係無く、誰もが興味のある文化芸術を共に学び、交流を持つことができる環境の実現を目指します。

基本施策Ⅳ 【再発見&発信】

佐伯の魅力を再発見し、国内外へ積極的に発信します

施策1 地域文化の調査・研究

佐伯市には文化的価値のある宝物が数多くあります。それは、古くから伝わる文化財や伝統文化として継承されてきた神楽等のほか、産業技術や食文化等多岐にわたります。

さらには、今を生きる我々が気づかないまま持っている隠れた宝物も存在しているかもしれません。文化的価値がある佐伯の宝物に気づき（再発見し）、磨き、魅力を高めていくことができれば、それが佐伯市民の誇りに繋がり、相対的なまちの個性として輝くこととなります。佐伯の文化芸術として、私たちが残していかなければならないものは何か、新たに磨かなければいけないものは何であるのかについて、調査・研究を行います。

(1) アートラボ事業

アートラボ事業は、佐伯市にゆかりのある芸術家の作品展示、造形芸術を中心とした書籍を置くアトライブラリー、自由来訪できる創作活動室を展開し、市民誰もが文化芸術に触れ、研究・実践ができる場づくりを行うほか、個人・団体含め、現在市内で個々に行われている文化芸術活動を有益な経済活動に発展させ、文化芸術を通じた交流の活性化を図るため、広報戦略の視点から見た佐伯市の文化的個性の洗い出しや発信方法について、調査・研究を行います。

○主な調査・研究内容

- ・佐伯市内の「伝統文化」について
- ・佐伯市にゆかりのあるアーティストの情報

- ・佐伯の食文化について
- ・新たな文化の創造について
- ・佐伯市文化芸術ポータルサイトの内容について

施策2 情報発信力の強化

現在、佐伯市では市報やHP、チラシ等様々な方法で文化芸術に関する情報を提供しています。しかし、情報を受け取る人たちの生活環境も様々であり、情報の入手ができないために文化芸術から遠ざかっている人も多く見受けられます。そういった現状を踏まえ、行政や各種活動団体等の情報発信者側も、必要かつ十分な情報を伝えることができるように発信力を高めていくことが求められます。また、若い世代への情報発信の工夫や地域住民の交流の中で交わされる口コミ等へ働きかける施策等、情報発信のあり方の検討を進めます。

(1) 佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設

佐伯市では、数多くの文化芸術団体や社会教育団体等が存在し、文化芸術活動を行っています。それぞれの情報は多様なメディアを通じて個々に提供されるため、地域住民が文化芸術に興味を持ち情報を得ようとする場合に、どこを情報源としたらいいのか分かり難い状況があります。そこで、ワンストップで文化芸術情報を得ることができる佐伯市文化芸術ポータルサイトの創設を検討します。施設情報や市内全域のイベント情報、佐伯市にゆかりのあるアーティストや活動団体情報等の基本となる情報のほか、団体やサークルのメンバー募集、ハンドメイド等の創作物のインターネットショップ、寄附等の応援まで、住民同士の交流や経済活動が生まれる機能を備えた一体型のポータルサイトの実現へ取り組みます。

(2) 戦略的な広報活動

従来の紙媒体の情報提供についても、記載方法の工夫や配布場所等の改善を行い、効果的な広報に繋がるよう努めます。また、広報戦略については、秘書広報課や社会教育課等の関係部署のほか、各種団体及び企業等と連携を図り実施します。

第5章 文化芸術振興計画の推進

1 推進体制と役割

本計画の着実な推進を図るため、「佐伯市文化芸術推進会議」（仮称）を設置し、各基本施策における取組項目の状況把握や、意見交換等を行います。

また、計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、行政は、自主的に、かつ相互に協力し、それぞれの役割を担いながら、文化芸術活動の振興に取り組むものとします。

市民は文化芸術活動を享受するほか、文化芸術活動の企画・運営などを積極的に展開する提供者としての役割が期待され、文化芸術団体は、自主的に文化芸術活動を展開し、人と人をつなぎ、地域と地域をつなぐ交流の場を支援する役割があります。

さらに、行政は、文化政策に係る専門家の登用、文化芸術の振興に直接携わる部署や、その他産業や観光、福祉、教育、まちづくり等の幅広い分野の部署との連携を図りながら、団体や民間企業等とも協働し、施策に取り組む役割を担います。

2 計画の進捗管理

本計画は、7年間で想定して策定していますが、文化芸術活動である基本施策の取り組み事業については、随時、参加者からのアンケート調査や関係者からの事業報告を受け、施策の進捗状況が順調であるかを確認します。併せて、全体事業のバランスや、交流事業等が効果的に実施できているかを確認し、次年度事業へ反映します。また、計画全体については、文化芸術に対する市民の意識調査によって評価を行い、社会の状況や評価に応じて必要な計画の見直し等を行います。

資料編

国指定(登録)文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称	所在地
国 指 定	1	重要有形民俗文化財	蒲江の漁撈用具	蒲江 竹野浦河内
	2	特別天然記念物	カモシカ	宇目 祖母傾山
	3	天然記念物	狩生鍾乳洞	佐伯 狩生
	4	天然記念物	堅田郷八幡社のハナガガシ林	佐伯 下城
	5	天然記念物	小半鍾乳洞	本匠 小半
国 登 録	6	登録有形文化財	旧佐伯海軍航空隊掩体壕	佐伯 東浜
	7	登録有形文化財	豊後水道海事博物館(旧水ノ子島灯台吏員退息所)	鶴見 梶寄浦
	8	登録有形文化財	渡り鳥館(旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所)	鶴見 梶寄浦
	9	登録有形文化財	豊後水道海事博物館塀(旧水ノ子島灯台吏員退息所塀)	鶴見 梶寄浦

大分県指定(選択)文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称	所在地
県 指 定	1	有形文化財	十三重塔	佐伯 上岡
	2	〃	蔵骨器	佐伯 歴史資料館
	3	〃	佐伯城三の丸櫓門	佐伯 大手町
	4	〃	常楽寺鰐口	佐伯 歴史資料館
	5	〃	木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像	佐伯 檜野
	6	〃	床木河野家石幢	弥生 床木
	7	〃	大師庵宝塔	宇目 塩見
	8	〃	神内釈迦堂石幢	直川 赤木
	9	有形民俗文化財	切支丹柄鏡	宇目 長湊
	10	無形民俗文化財	神踊・杖踊	佐伯 黒沢
	11	〃	佐伯神楽	佐伯 下城
	12	〃	風流・杖踊	弥生 大坂本・尺間
	13	〃	千束楽	宇目 千束
	14	〃	蒲江神楽	蒲江 丸市尾浦
	15	〃	早吸日女神社八人太鼓 附獅子舞	蒲江 西野浦
	16	〃	葛原神楽	蒲江 葛原浦
	17	史 跡	白瀉遺跡	佐伯 若宮
	18	〃	磨崖石塔	弥生 上小倉
	19	〃	重岡キリシタン墓	宇目 重岡
	20	名 勝	藤河内溪谷	宇目 藤河内
	21	天然記念物	狩生鍾乳洞内の動物	佐伯 狩生
	22	〃	五所明神のナギ	佐伯 臼坪
	23	〃	佐伯城山のオオイタサンショウウオ	佐伯 城山
	24	〃	狩生新鍾乳洞	佐伯 狩生
	25	〃	城八幡社の自然林	佐伯 下城
	26	〃	暁嵐の滝岩上植物群落	上浦 浅海井
	27	〃	最勝海浦のウバメガシ林	上浦 福泊
	28	〃	洞明寺のナギ	弥生 江良
	29	〃	八坂神社のハナガガシ林	弥生 江良
	30	〃	宿善寺のナギ	本匠 井ノ上
	31	〃	宇目の野生桐	宇目 藤河内
	32	〃	鷹鳥屋山の自然林	宇目 柳瀬
	33	〃	大島のアコウ林	鶴見 大島
	34	〃	竹野浦のビロウ	米水津 竹野浦
	35	〃	沖黒島の自然林	米水津・蒲江 沖黒島
	36	〃	横島のビャクシン自生地	米水津 横島
	37	〃	間越のウバメガシと自然林	米水津 間越
	38	〃	蒲江カズラ	蒲江 葛原浦
県 選 択	39	無形民俗文化財	堅田踊り	佐伯 下堅田

佐伯市指定文化財一覧

区分	番号	種 別	名 称	所在地
市 指 定	1	有形文化財	出納家文書	佐伯 歴史資料館
	2	〃	小林九左衛門の佩刀	佐伯 歴史資料館
	3	〃	櫛描文壺形土器	佐伯 若宮
	4	〃	石幢	佐伯 石打
	5	〃	矢野龍溪自筆書幅	佐伯 歴史資料館
	6	〃	御城下分見明細図絵	佐伯 歴史資料館
	7	〃	旧坂本家住宅	佐伯 城下東町
	8	〃	毛利家御居間	佐伯 歴史資料館
	9	〃	三府御門	佐伯 歴史資料館
	10	〃	盛嶽文書	佐伯 歴史資料館
	11	〃	石躰神社鳥居	上浦 蒲戸
	12	〃	石躰神社石燈籠	上浦 蒲戸
	13	〃	愛宕神社鳥居	上浦 蒲戸
	14	〃	愛宕神社石燈籠	上浦 蒲戸
	15	〃	瀧三柱神社鳥居	上浦 浅海井
	16	〃	年貢皆済二付御褒美下置覚	上浦 浪太
	17	〃	瀧三柱神社石燈籠	上浦 浅海井
	18	〃	毛利高政書状	上浦 浅海井
	19	〃	大山積神社石燈籠	上浦 浪太
	20	〃	津井夏井浦論地出入裁許申渡覚	上浦 夏井
	21	〃	瀬会神社石燈籠	上浦 津井
	22	〃	浅海井浦地目付起請文前書	上浦 浅海井
	23	〃	浅海井浦那戸漁人連印差上申	上浦 浅海井
	24	〃	宗門及び庄屋往来手形	上浦 浅海井
	25	〃	御役目記録及び御納経	上浦 浅海井
	26	〃	ときは井堤の記	弥生 門田
	27	〃	常磐渠記	弥生 門田
	28	〃	常磐渠記碑	弥生 細田
	29	〃	上小倉横穴古墳出土品	弥生 上小倉
	30	〃	鰐口	弥生 堤内
	31	〃	御年貢免相下札	弥生 山梨子
	32	〃	御年貢上納通(控)	弥生 上小倉
	33	〃	御順道御絵図	弥生 上小倉
	34	〃	小林九左衛門の廟	弥生 井崎
	35	〃	金馬橋碑	弥生 大坂本
	36	〃	西運寺山門	弥生 井崎
	37	〃	観音庵宝篋印塔群	弥生 尺間
	38	〃	宝篋印塔	弥生 堤内
	39	〃	ガラス写真原板	弥生 床木
	40	〃	佐伯領内図	弥生 井崎
	41	〃	板碑	弥生 山梨子
	42	〃	板碑	弥生 床木
	43	〃	宝塔	弥生 平井
	44	〃	重制石幢(六地藏)	弥生 床木
	45	〃	五輪塔	弥生 門田
	46	〃	五条文書	弥生 大坂本
	47	〃	戊申溜池築造関係資料	弥生 細田
	48	〃	須平庚申塔(瓦製)	弥生 門田
	49	〃	西運寺仏涅槃図	弥生 井崎
	50	〃	宇藤木橋	弥生 尺間
	51	〃	床木柿ノ木石幢	弥生 床木
	52	〃	床木光林庵十三仏	弥生 床木
	53	〃	洞明寺文殊菩薩像	弥生 江良
	54	〃	堂ノ間の宝塔	本匠 堂ノ間
	55	〃	堂ノ間の石幢	本匠 堂ノ間
	56	有形文化財	長楽庵の薬師如来像	本匠 上津川
	57	〃	番ノ原の宝塔	本匠 小川
	58	〃	猿谷の石風呂	本匠 上津川
	59	〃	河野家文書	本匠 地区公民館

市 指 定	60	〃	上爪板碑	宇目 上爪
	61	〃	崇円寺宝篋印塔	宇目 酒利
	62	〃	檜野木五輪塔群	宇目 檜野木
	63	〃	上津小野石幢	宇目 上津小野
	64	〃	上津小野宝塔	宇目 上津小野
	65	〃	田原石幢	宇目 田原
	66	〃	河内石幢	宇目 河内
	67	〃	河内笠地藏	宇目 河内
	68	〃	宮野観音	宇目 宮野
	69	〃	宇目型宝篋印塔	宇目 重岡
	70	〃	市園道祖神	宇目 市園
	71	〃	長昌寺五輪塔	宇目 重岡
	72	〃	市園吉祥寺跡無縫塔	宇目 市園
	73	〃	仲江笠塔婆	宇目 重岡
	74	〃	塩見大師庵延命地藏	宇目 塩見
	75	〃	花木五輪塔	宇目 花木
	76	〃	見明今立板碑	宇目 上爪
	77	〃	松河内三車塔	宇目 河内
	78	〃	松河内宝塔	宇目 河内
	79	〃	神田弓場宝篋印塔	宇目 河内
	80	〃	豊藤宝光庵血盆塔	宇目 豊藤
	81	〃	河尻補陀羅院延命地藏	宇目 河尻
	82	〃	田原常敬寺宝塔	宇目 田原
	83	〃	大道庵薬師如来と脇侍十二神将	宇目 木浦内
	84	〃	木浦山神社	宇目 木浦鉾山
	85	〃	長徳寺宝篋印塔	宇目 上小野市
	86	〃	重岡愛宕山聖観音	宇目 重岡
	87	〃	松河内石幢	宇目 河内
	88	〃	悪所内熊野神社懸仏	宇目 西山
	89	〃	神内釈迦堂石幢(通称笠地藏)	直川 赤木
	90	〃	栗林正明寺跡層塔	直川 赤木
	91	〃	転輪山浄光寺跡の宝塔と宝篋印塔	直川 赤木
	92	〃	寺ノ迫天山源光寺跡五輪塔	直川 赤木
	93	〃	海潮山観音寺跡の宝篋印塔	直川 赤木
	94	〃	吹原石幢(笠地藏)と五輪塔	直川 赤木
	95	〃	神明山地蔵院層塔並宝篋印塔	直川 赤木
	96	〃	功休庵跡宝塔と宝篋印塔	直川 赤木
	97	〃	木ノ原古戦場千人塚	直川 赤木
	98	〃	標柱「従是東佐伯領」	直川 赤木
	99	〃	愛宕さんの石塔婆	直川 横川
	100	〃	大乘妙典一石一字漸写塔	直川 上直見
	101	〃	稲荷神社の宝塔と板碑	直川 下直見
	102	〃	石工 平兵衛之墓	直川 下直見
	103	〃	黒岩の美女墓と位牌	直川 横川
	104	〃	青柳の経王塔	直川 仁田原
	105	〃	正定禅寺の鐘楼	直川 仁田原
	106	〃	月形の鷗尾神社社殿	直川 横川
	107	〃	千又の愛宕神社社殿	直川 下直見
	108	〃	常得山心光寺跡の阿弥陀如来仏像	直川 赤木
	109	〃	赤木村大庄屋の御用日記	直川 赤木
	110	〃	十一面観音菩薩立像と刻板	鶴見 沖松浦
	111	〃	一石五輪塔	鶴見 帆波浦
	112	〃	羽出浦天満社絵馬と天井絵	鶴見 羽出浦
	113	〃	高標書「山号額」	米水津 浦代浦
	114	〃	十一面観音縁起の刻文	米水津 浦代浦
	115	有形文化財	成松文書	米水津 浦代浦・千葉県
	116	〃	中ノ鼻宝篋印塔	米水津 色利浦
	117	〃	立岩神社額「権現宮」	米水津 色利浦
	118	〃	木造阿弥陀如来坐像	米水津 宮野浦
	119	〃	木造不動明王坐像	米水津 宮野浦
	120	〃	木造魚藍観音像	米水津 宮野浦
	121	〃	木造薬師如来坐像	米水津 宮野浦
	122	〃	木造聖観音菩薩立像	米水津 竹野浦
	123	〃	木造地藏菩薩立像	米水津 竹野浦

市 指 定	124	〃	木造十一面観音菩薩立像	米水津 浦代浦
	125	〃	御手洗家文書	米水津 竹野浦
	126	〃	天保四年 改正郷村明細帳	米水津 浦代浦
	127	〃	小浦地区「上納覚日記」及び「役本諸上納覚帳」	米水津 地区公民館
	128	〃	清水庵の観音像	蒲江 畑野浦
	129	〃	清水庵の五輪塔群	蒲江 畑野浦
	130	〃	京塚の庚申塔群	蒲江 畑野浦
	131	〃	黒木家の石殿	蒲江 畑野浦
	132	〃	臨江庵の八十八体仏	蒲江 楠本浦
	133	〃	石斧	蒲江 畑野浦
	134	〃	楠本の庄屋古文書	蒲江 楠本浦
	135	〃	長瀬家五輪塔群	蒲江 竹野浦河内
	136	〃	浦之迫の古塔群	蒲江 丸市尾浦
	137	〃	葛原の宝篋印塔	蒲江 葛原浦
	138	有形民俗文化財	庚申塔	佐伯 西野
	139	〃	庚申塔群	上浦 長田
	140	〃	鯨の墓	上浦 浅海井
	141	〃	蝻蝗衆蟲供養塔	弥生 大坂本
	142	〃	上仲江観音堂庚申塔群	宇目 上仲江
	143	〃	河内四国八十八箇所石像弘法大師坐像	宇目 河内
	144	〃	通山庚申塔	宇目 酒利
	145	〃	河尻登尾庚申塔	宇目 河尻
	146	〃	桑の原三十三観音石像	宇目 柳瀬
	147	〃	舞楽面	宇目 岩崎
	148	〃	八幡河原庚申塔群	宇目 豊藤
	149	無形民俗文化財	とんど焼	上浦 夏井
	150	〃	小半の扇子踊り・団七踊り	本匠 小半
	151	〃	墨つけ祭り	宇目 木浦鉾山
	152	〃	田原獅子	宇目 田原
	153	〃	宇目神楽	宇目 田原
	154	〃	重岡獅子	宇目 重岡
	155	〃	重岡岩戸神楽	宇目 酒利
	156	〃	荒川流河尻杖	宇目 河尻
	157	〃	酒利獅子	宇目 酒利
	158	〃	上津小野獅子	宇目 上津小野
	159	〃	釘戸白熊	宇目 釘戸
	160	〃	中津留楽	宇目 中津留
	161	〃	落水的はり祭	宇目 落水
	162	〃	風流杖踊り	直川 赤木
	163	史 跡	安井	佐伯 城下西町
	164	〃	東島古墳石棺	佐伯 荒網代東
	165	〃	中島子玉墓	佐伯 城下西町
	166	〃	佐伯城跡	佐伯 城山
	167	〃	上小倉横穴古墳群	弥生 上小倉
	168	〃	榎牟礼城跡	弥生 井崎、小田、上小倉
	169	〃	出納氏(藤左衛門位英他三氏)四基の墓	弥生 江良
	170	〃	因尾砦跡	本匠 井ノ上
	171	〃	聖嶽洞穴	本匠 宇津々
	172	〃	柳井館跡	本匠 因尾
	173	〃	三国峠	本匠 山部・檜峯
	174	〃	寺屋敷跡	本匠 風戸
	175	史 跡	田野磨崖仏	宇目 田野
	176	〃	木浦千人間歩	宇目 木浦鉾山
	177	〃	木浦女郎の墓	宇目 木浦鉾山
	178	〃	朝日嶽城跡	宇目 塩見
	179	〃	蔵小野砦跡	宇目 蔵小野
	180	〃	キリシタン不動	宇目 長湊
	181	〃	西南戦役古戦場陸地峠	直川 仁田原
	182	〃	用来城趾	直川 仁田原
	183	〃	霊場八十八ヶ所	鶴見 地松浦
	184	〃	丹賀砲台跡	鶴見 丹賀浦
	185	〃	御手洗家墓地	米水津 竹野浦
	186	〃	西南の役津島畑古戦場	蒲江 葛原浦
	187	〃	仙崎砲台跡	蒲江 西野浦

市 指 定	188	名 勝	暁嵐の瀧	上浦 浅海井
	189	〃	豊後二見ヶ浦	上浦 津井
	190	〃	銚子八景	本匠 小川
	191	〃	蓮光寺湧水	宇目 木浦鉤山
	192	〃	滝内溪谷	蒲江 丸市尾浦
	193	〃	宇土崎洞門	蒲江 波当津浦
	194	〃	洲崎	蒲江 西野浦
	195	天然記念物	大宮八幡神社の自然林	佐伯 大宮
	196	〃	ホウライクジャク	本匠 小半
	197	〃	蝙蝠穴	本匠 風戸
	198	〃	柳瀬大イチョウ	宇目 柳瀬
	199	〃	吹原の金木屋	直川 赤木
	200	〃	細川内のモチノキ	直川 仁田原
	201	〃	黒沢の柞ノ木	直川 仁田原
	202	〃	後持の子鹿ノ木	直川 横川
	203	〃	保食神社のいちいがし	直川 横川
	204	〃	御嶽神社の大杉	直川 上直見
	205	〃	久留須の霧島つつじ	直川 赤木
	206	〃	小学校のヤマモモ	直川 上直見
	207	〃	竹林山観音庵のナギ	直川 上直見
	208	〃	沖ノ津留の柿の木	直川 上直見
	209	〃	愛宕将軍延命地藏庵の椿	直川 下直見
	210	〃	イスノキ	鶴見 地松浦
	211	〃	スダジイ	鶴見 沖松浦
	212	〃	養福寺の大イチョウ	米水津 浦代浦
	213	〃	東林庵のアコウ	米水津 小浦
	214	〃	田鶴音防風林	米水津 浦代浦
	215	〃	西河神社のムク	蒲江 畑野浦
	216	〃	早吸日女神社のクロガネモチ	蒲江 西野浦
	217	〃	河内田のアコウ	蒲江 蒲江浦
	218	〃	洲の鼻の海浜植物群落	蒲江 屋形島
	219	〃	弁天島天満社々叢	蒲江 猪串浦
	220	〃	天満社のクス	蒲江 葛原浦

佐伯市 関連施設一覧

2020年現在

番号	分類	施 設 名 称	地域	対象延床 面積(m ²)	建築年度	築年数
1	公民館	佐伯東地区公民館	佐伯	718	2012	8
2	公民館	渡町台地区公民館	佐伯	679	1974	46
3	公民館	佐伯地区公民館	佐伯	444	1979	41
4	公民館	鶴岡地区公民館	佐伯	625	1989	31
5	公民館	上堅田地区公民館	佐伯	424	1979	41
6	公民館	八幡地区公民館	佐伯	234	1971	49
7	公民館	西上浦地区公民館	佐伯	340	1982	38
8	公民館	大入島地区公民館	佐伯	32	1989	31
9	公民館	木立地区公民館	佐伯	340	1981	39
10	公民館	下堅田地区公民館	佐伯	470	2001	19
11	公民館	青山地区公民館	佐伯	228	1978	42
12	公民館	上浦地区公民館	上浦	1,795	1984	36
13	公民館	弥生文化会館	弥生	2,556	1989	31
14	公民館	本匠地区公民館	本匠	1,171	1983~1997	23~37
15	公民館	本匠西地区公民館	本匠	774	1971	49
16	公民館	宇目地区公民館	宇目	1,881	1958	62
17	公民館	直川地区公民館	直川	1,189	1982	38
18	公民館	鶴見地区公民館	鶴見	3,402	1978~2001	19~42
19	公民館	米水津地区公民館	米水津	1,660	1981~2003	17~39
20	公民館	蒲江地区公民館	蒲江	3,276	1987	33
21	公民館	森崎地区公民館	蒲江	400	1981	39
22	公民館	名護屋地区公民館	蒲江	516	1979~2003	17~41
23	公民館	河内地区公民館	蒲江	696	1978~1999	21~42
24	公民館	西浦地区公民館	蒲江	693	1979~2004	16~41
25	公民館	畑野浦地区公民館	蒲江	895	1996	24
26	文化施設	さいき城山桜ホール	佐伯	4,467	2020	0
27	文化施設	茶室汲心亭	佐伯	127	1993	27
28	文化施設	友だちコミュニティ館	佐伯	202	1963	57
29	文化施設	郷土芸能伝承館青山	佐伯	140	1996	24
30	文化施設	鶴見ふるさと工房館	鶴見	249	1991~1993	27~29
31	文化施設	米水津陶芸工房館	米水津	159	2005	15
32	文化施設	蒲江葛原郷土文化保存伝習所	蒲江	349	1993	27
33	図書館	佐伯図書館	佐伯	1,220	1981	39
34	博物館等	視聴覚センター	佐伯	1,278	1994	26
35	博物館等	歴史資料館	佐伯	1,298	2014	6
36	博物館等	平和祈念館やわらぎ	佐伯	886	1997	23
37	博物館等	本匠郷土資料館	本匠	172	1924	96
38	博物館等	丹賀砲台園地	鶴見	200	1987	33
39	博物館等	水の子島海事資料館・渡り鳥館	鶴見	285	1986	34
40	博物館等	蒲江海の資料館	蒲江	2,065	1979~1982	38~41
41	産業系施設	三余館	佐伯	1,482	1988	32

佐伯市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定による本市の文化芸術振興の推進を目的とした、佐伯市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）を総合的に策定するため、佐伯市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術活動を行う者
- (3) 観光、教育又は地域振興関係者
- (4) 公募市民
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条2号、第3号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は

意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 会議は公開する。ただし、委員長は、委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

（アドバイザー）

第9条 委員会の所掌事務を円滑に処理するため、文化芸術の振興に関し、専門的な知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、市長が委嘱し、文化芸術振興計画の策定に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は地域振興部文化芸術交流課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は告示の日から施行する。

（最初の会議の招集）

2 この要綱の施行の日後最初に招集する会議は、第7条第1項に規定にかかわらず、市長が招集する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

佐伯市文化芸術振興計画策定委員会 委員名簿

	役職		氏 名	備考
1	委員長	学識経験者	土崎 谷夫	
2	副委員長	学識経験者 佐伯市教育委員	岩佐 礼子	
3	委員	学識経験者・大分県芸術振興会議理事長	戸口 勝司	
4	委員	さいき城山桜ホール運営委員長(海外アート)	桑門 超	
5	委員	文化協会代表	廣津留 由紀子	
6	委員	佐伯市文化振興会事務局長	吉田 英子	
7	委員	糺屋本店代表取締役(食文化)	浅利 妙峰	
8	委員	佐伯市観光協会代表	永松 毅文	
9	委員	さいき城山桜ホール子育ち室長	神田 芳	高校生部会担当
10	委員	多文化共生マネージャー	森川 寿子	
11	委員	アートコミュニケーション代表(障がい者芸術)	松本 裕樹	
12	委員	公募	齋藤 貴雅	
13	委員	公募	成松 圭子	

<アドバイザー>

1	アドバイザー	大分合同新聞社文化科学部長(地域報道部長)	帆足 朋成	
2	アドバイザー	沖縄県文化芸術振興アドバイザー	平田 大一	

<高校生ワーキンググループ>

1	高校生部会	佐伯豊南高等学校2年	青木 洸佑	
2		日本文理大学附属高等学校3年	小寺 望里	
3		日本文理大学附属高等学校3年	小寺 知里	
4		日本文理大学附属高等学校3年	西條 由季乃	
5		佐伯鶴城高等学校1年	齋藤 舞人	
6		佐伯鶴城高等学校2年	椎原 琉音	
7		日本文理大学附属高等学校3年	柴田 まなみ	
8		日本文理大学附属高等学校2年	松尾 彩加	
9		佐伯豊南高等学校3年	渡辺 有結	

五十音順

○文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

らない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等

に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう

努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第 16 条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関

する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第 17 条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第 18 条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第 25 条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第 26 条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第 27 条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第 28 条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第 29 条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第 29 条の 2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第 30 条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第 31 条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第 32 条 国は、第 8 条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第 33 条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第 34 条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第 35 条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第 4 章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第 36 条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第 37 条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。